

議案第 135 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 中 23 の項を削り、24 の項を 23 の項とし、同表備考中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。